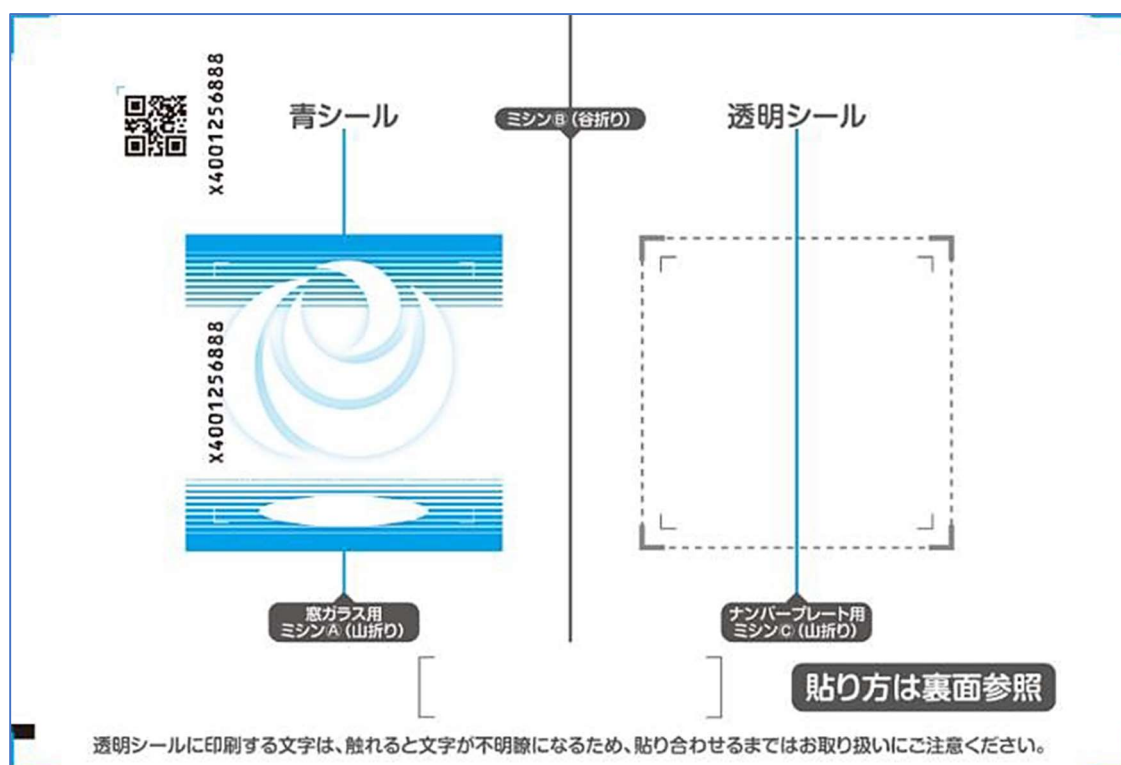


運輸支局等の窓口で交付される検査標章の台紙が変わります

電子車検証の運用開始とともに3つ折りのものに変更になりましたが、国土交通省及び軽自動車検査協会の窓口で交付する検査標章は、令和6年6月17日(月)より、2つ折りの台紙に変更されます。

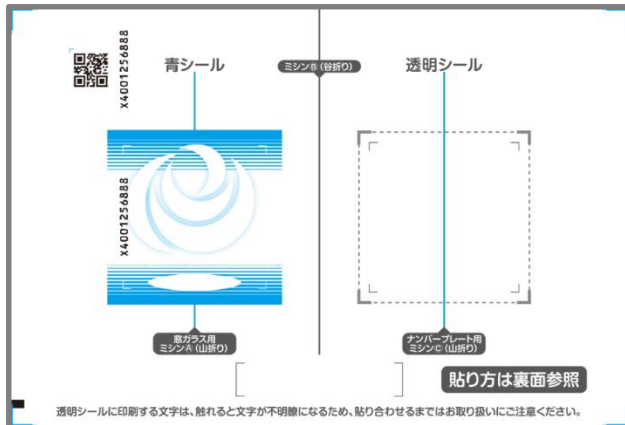
なお、記録事務代行サービスで使用する検査標章は、3つ折りの台紙のまま変更はありません。



※ 検査標章自体のサイズや様式は変更ありません。

詳しくは、下記の「国土交通省及び軽自動車検査協会が交付する検査標章の台紙レイアウト変更等周知用チラシ」をご確認ください。

運輸支局等用自動車検査標章の貼り方

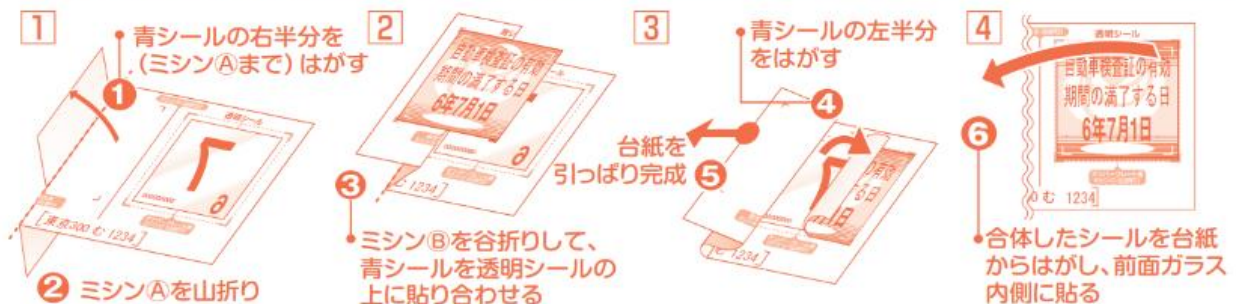


令和6年6月17日より、運輸支局等の検査標章が変更となります。運輸支局等用検査標章の貼り方は、裏面の説明内容をご参照ください。

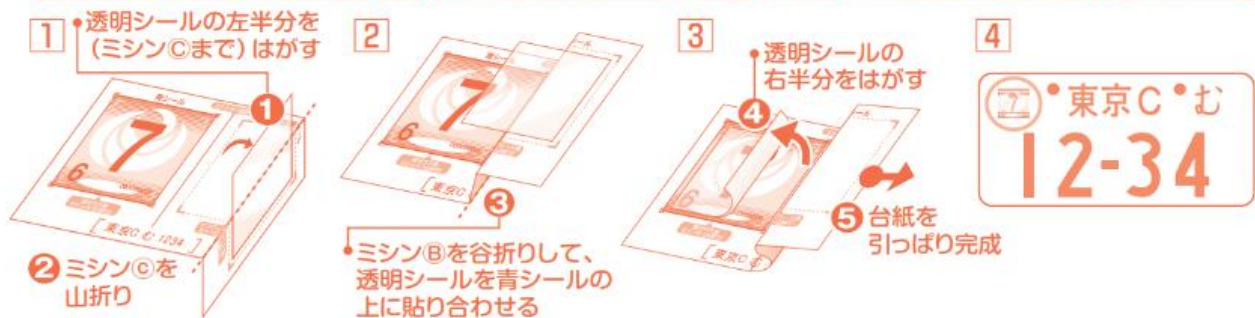


下図手順にならって、シールを貼り合わせます

《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法



《ナンバープレート用(二輪車・トレーラー等)》検査標章貼り合わせ方法



※軽自動車検査協会についても運輸支局等用と同じ検査標章です。

運輸支局等用検査標章裏面印刷内容(貼り合わせ方)

運輸支局等用と記録事務代行用の相違点

	記録事務代行用	運輸支局等用
レイアウト (表面)		
レイアウト (裏面)		
貼り合わせ 方法 (フロント ガラス用手順)	貼り合わせ部に透明シールを貼付ける 透明ラベルの上に青シールを貼付ける	透明ラベルの上に青シールを貼付ける ※貼り合わせ部は ありません。

注意点

- 青シールや透明シールの有効期間満了日の印字は、爪や鋭い物で擦ると削れる場合がございますので、不必要に触れないようご注意ください。